

議案第3号

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和54年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第3項中「記載」の次に「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を加える。

第6条ただし書中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が公布されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長通知）の一部が改正され、登録の資格及び登録印鑑の規制に関する事項について必要な見直しを行うため、基山町印鑑の登録及び証明に関する条例を改正する必要がある。

令和2年3月13日原案可決